

令和3年1月吉日

労働安全コンサルタント
労働衛生コンサルタントの皆様

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
埼玉支部 事業部会総務部長 椎名孝夫

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、労働安全衛生法の定めるところにより、事業場または事業団体、組合等の求めに応じ報酬を得て、事業場の安全衛生についての診断およびこれに基づく指導を行うことを業とするものです。

一般社団法人日本労働安全コンサルタント会埼玉支部では、安全衛生相談、安全衛生出前講座および事業場等の安全衛生診断などを実施しています。

その他にも事業場の要請により、安全診断、衛生診断、安全衛生教育などを受託し、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの資格を十分に発揮しています。

コンサルタント事業の拡大や個々のスキルアップなどを目的とし、一般社団法人日本労働安全コンサルタント会埼玉支部事業部会への入会をおすすめするものです。

詳細は、一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会事業部会のホームページをご高覧ください。

※示されたメールアドレスにて、随時ニュースを提供いたします。

入会先：〒330-0804 さいたま市大宮区堀の内町 1-116-1

TEL 048-649-8617

FAX 048-649-8618

年会費：年間30,000円

入会費：3,000円

埼玉支部 事業部会の業務について

- 埼玉支部を通じた、安全コンサルティング、衛生コンサルティングにおいて成約した場合には、それぞれ報酬が得られます。
- 安全衛生の出前講座および特別教育
各企業等から要請があれば、報酬が得られます。
- コンサルタント会本部が受託する、受託事業のコンサルティングや講師
(例.: 第三次産業労働災害防止対策支援事業のコーディネータ、コンサルティングおよび荷役職場における安全指導、職場における受動喫煙防止対策の講師など)
それぞれ、役に応じた報酬が得られます。
- 安全衛生技術試験協会が主催する、地区出張特別試験監督
安全衛生技術試験協会から試験監督員の委嘱を受け、監督員を実施しますと、試験協会から報酬が得られます。
- 事業部会が主催する研修会。年4回程度実施し、コンサルタント会員が講義し、各コンサルタントのスキルアップを図る。また、年1回安全衛生に著名な方の講演を実施しています。
- その他、埼玉基準協会連合会が主催する埼玉産業安全衛生大会の協力などがあります。